#### 目次

まえがき 災害時についての対応―――――――――	3
地震時避難行動------------------------------------	4
地震その時の10ポイントーーーーーーーーーーーー	5
相武台前町内会自治会連合会 単位自治会区割り地図ーーーー	6
緑台小学校区 一時避難場所・防災関連施設――――――	
新磯野第2自治会 防災関連施設・新磯野第2一時避難場所一一	
風水害時避難行動————————————————	
防災・減災 <mark>家族会議</mark> をしましょう――――――― 大規模災害による相武台前町内会地域の被害想定――――――― 南区 予想震度・焼失物件―――――――――――	—— 1 C
大規模災害による相武台前町内会地域の被害想定――――――	<del></del> 12
南区 予想震度・焼失物件――――――――――	<b>13</b>
地震でけがをしないために―――――――――	<b>——</b> 1 4
通電火災ってなんですか?	<b>1</b> 5
これだけは必要~非常持ち出し袋の中身一一一一一一一一一	
ローリング・ストックについて	
相武台前町内会・風水害時ハザードマップ――――――――	—— 1 E
GET 情報 (災害発生時の発信情報と伝達手段一覧	—— 1 S
災害用伝言ダイヤル171―――――――――――	2 C
地震の予備知識――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
マイタイムラインってなに?―――――――――	
ペットの飼い主のみなさまへ――――――――	<b>2</b> 4

# 避難所における新型コロナウイルス対応について

避難所は不特定多数の方が出入りする施設であるため、新型コロナウイルス感染予防のためには十分な配慮が必要です。

# ① 親戚や友人・知人宅等への避難を検討

密集を防ぐため、避難者には親戚や友人・知人宅等への避難を検討していただき、 可能な限り「避難所以外の場所」を利用していただくよう、案内します。

### ② 支援は必要だが自宅で生活できる方

また、避難所は「自宅で生活できない方」を受け入れる施設ですので、 「支援は必要だが自宅で生活できる方」は「在宅避難者として自宅で過ごして いただくことを促します。

#### ③ 受付の前に体温を計測

避難者に対しては、受付の前に体温を計測するなどして、体調確認を行います。

#### ④ 体調不良の方

体調に異常のない方はそのまま受付に進むよう促し、体調不良の方は確保しておいた専用のスペースに誘導して、そこで受付を行うようにします。

# ⑤ 災害時には、市から発信する情報をご確認ください

市では緑台小学校避難所の開設が必要と判断した場合は、1 カ所に避難者が 集中しないよう、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設いたします。 災害時には、市から発信する情報をご確認ください。

# 自治会法人 相武台前町内会自治会連合会

# 災害時についての対応

# 1、防災訓練・避難訓練と災害発生時の対応について

毎年、相武台前町内会自治会連合会として取り組んでいます防災訓練及び避難訓練についての意義をあらためて確認しておきます。ひとつは、平常時に行う訓練を通して「近助・共助」の向こう三軒両隣での絆を築くことです。日頃から、お隣同士の声掛けを心がけていただき、相互扶助の助け合い精神を通して地域防災力の強化に努めることです。また「自助」については「まず自らの命は自ら守る」という意味合いを知る機会と捉えていくことです。日常的に行う自らの備えと地域の防災・減災の備えを整えておくこと、そして地域のコミュニケーションから互いの顔が見える関係性を築くことが大切です。いざ実災害が発生したとしても日頃の備えと心構えで、慌てずに行動に移すことができるようにしておくことが大切です。

# 2、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はありません。 在宅等の避難や安全な親戚又は友人宅等への避難についても検討をしてください。在宅等で、 避難生活を送っている被災者に対しては、避難所にて提供される食料や水等の必要な物資の 配布・医師・保健師等による保健・医療等のサービスの提供、正確な情報の伝達等が適切に行な えるように合わせて周知をしてまいります。

#### 3、避難行動要援護者の避難支援対応について

相武台前町内会自治会連合会では、一部の単位自治会を除き、避難行動要援護者の個人情報についての取り扱いが複雑であり情報保護の困難さから、現時点では避難行動要援護者の対応が行えていません。支援を実施するためには、避難行動要援護者本人又は家族関係者等の同意が必要となります。そのためには、平常時において個人情報の提供を求めることは、やはり高い壁があります。あらためて、自治会のありかたの大切さを知るうえで「地域の絆」を自治会員の皆様にお願いするところです。特に、単位自治会の各班長の皆様方にお願いをいたしますが、自治会費等の集金時に訪問先の班員さんと顔を合わせての一言に重ねて、ご本人やご家族のご様子を無理せずにお聞きできればと思います。また、町内会一斉清掃日に、日頃顔を合わせることが少ない班員さんとのコミュニケーションも皆様と引き合わせるためには必要かと思われます。班員さん同士の絆を築き、その中において避難行動要援護者の支援が必要と思われる班員の方を「近助」「共助」としての支え合いと把握をお願いいたします。

# 4、「まず、自らの命は自ら守る!」日頃の備えについて

毎年繰り返し起こる激甚災害で多くの被災者が発生しております。私たちの地域においては、特に茨城県沖から千葉県外房沖にかけて頻発化している体感地震の状況からは、懸念されてます「首都圏直下型地震」災害がいつ起こってもおかしくない様子であろうと思われます。また、地球温暖化現象から発生する風水害や土砂災害などの多くの自然災害に見舞われています。まずは「自らの命は自ら守る」ために、地震災害では、住宅の耐震化や屋内の家具等転倒・落下防止に努め、食料の備蓄及び避難時持ち出し袋を備えておくことが必要です。この「我が家の防災・減災マニュアル」を是非とも活用いただきますよう宜しくお願いいたします。